

児童福祉司任用前講習会

ねらい	<p>児童相談所における児童福祉司として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等の習得及び特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。</p> <p>研修内容到達目標及びカリキュラム等については厚生労働省が示す基準に基づく。</p>												
申込条件	<p>(1) 児童福祉法第13条第3項第7号において定める者 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>(2) 児童福祉法第13条第3項第8号、児童福祉法施行規則第6条第12号、同条第13号において定める者（下記のとおり）</p> <p>①社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者 イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p>②社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（①を除く）</p> <p>(3) (1) の他、子ども家庭福祉行政に携わる職員（心理職を含む） 【需要数91名（指定講習会との合計）】</p>												
日数	6日間必須、1日間任意（合計7日間）												
研修内容	厚生労働省が示す基準に基づく。												
日程 研修ID 通知期限	<table border="1" data-bbox="368 1424 1414 1554"> <thead> <tr> <th></th> <th>日程</th> <th>研修ID</th> <th>通知期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>9月下旬～10月中旬</td> <td>2115401</td> <td>7月上旬</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>12月上～下旬</td> <td>2115402</td> <td>10月中旬</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 任意受講科目について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意受講科目全て受講：特記事項への入力は不要です。 ・任意受講科目全て欠席：特記事項にコードを入力してください。（P.180参照） ・任意受講科目一部欠席：特記事項への入力不要です。別途欠席する科目について「研修生＜取消・追加・変更＞通知書」によりFAXで通知してください。 		日程	研修ID	通知期限	第1回	9月下旬～10月中旬	2115401	7月上旬	第2回	12月上～下旬	2115402	10月中旬
	日程	研修ID	通知期限										
第1回	9月下旬～10月中旬	2115401	7月上旬										
第2回	12月上～下旬	2115402	10月中旬										